

## 特別史跡名古屋城跡における遺構のき損等事故再発防止対策（中間案）概要

## ＜基本的な考え方＞

国民の貴重な財産である特別史跡の一部をき損したことは、国民の信頼を裏切る行為であり、決して許されるものではない。二度とこのようなことが起きないように、組織を挙げて文化財保護法の趣旨の徹底を図るとともに、き損が生じた経緯及び原因の究明を行い、これに基づき徹底した再発防止対策の構築と確実な実行をしていく。

## 問題点・原因

## 【問題点】

- 整備に先立ち試掘調査を行ったが、遺構の状態を確認するには不十分な調査であった。
- その試掘調査に基づき外構工事の設計を行った際、保存整備室と調査研究センターの間で十分な情報共有ができず、また確認を怠ったため、本来、掘削を行わないように設計するべきところ、掘削を伴う設計としたばかりでなく、掘削の深さの設定が適切ではないという事態が生じた。
- この設計に基づき、現状変更許可申請を行ったが、保存整備室では、申請書に学芸員が立会いを行うことを明記した部分についてのみ立会いが必要との認識であった。また、この段階での工事内容についてのチェックが名古屋城総合事務所においても、教育委員会事務局文化財保護室においても適切に行われなかった。
- 保存整備室では、立会いを明記した部分についてのみ調査研究センターに立会いを依頼した。学芸員は、立会いを行う範囲に齟齬があることを認識していたが、組織的に解決することができなかった。
- 工事の施工段階においては、保存整備室では日々の作業内容を把握しておらず、学芸員も立会い依頼があった地点以外の状況を把握していなかったため、当該地点で掘削が行われることを誰も把握していなかった。
- そのような中、当該地点における学芸員の立会いがない状態で施工業者が当該地点の掘削を行ったが、人力との指示がなく、また遺構についての説明も行わなかったため、石列が遺構であるとの認識がないまま重機により掘削を進め、遺構を大規模にき損した。
- この間、有識者に諮るという手続きを省略したため、有識者のチェックを受けることがなかった。

## 【原因】

- 国民の財産である特別史跡を管理していることへの認識の希薄さ
- 名古屋城総合事務所内の整備部門と調査部門との意思疎通の欠如、さらには教育委員会事務局文化財保護室との役割分担の不明確さ
- 事前のチェック機能の不全
- 実際の工事現場での工事監督・立会いの失敗

これらの原因が各段階において積み重なったことで、重大な事態を招くこととなった。特別史跡を管理しているという責任を深く自覚し、あらゆる段階で起こりうるミスすべてを未然に防ぐための仕組みを講じることが、事故の再発を防止する策となると考える。

## 再発防止対策

職員の意識改革と能力向上 (P.19)

学芸員の能力・経験の向上 (P.19)

整備事業の進め方の明文化 (P.20)

許可申請時のチェック体制強化 (P.20)

工事等実施の統一の方針の確立 (P.21)

学芸員の立会いの徹底 (P.26)

有識者会議の検討体制の強化 (P.27)

有識者会議による指導・助言 (P.27)

記録の保存と情報公開 (P.28)

施工業者・新規入城者への教育 (P.28)

外部監査制度の導入 (P.29)

事業執行体制の強化 (P.29)

高度な文化財保護行政の習得 (P.30)

特別史跡名古屋城跡の適切な保存活用

※今後、文化庁や有識者、法律の専門家などの意見を踏まえ修正加筆し、最終の「再発防止対策」としてまとめる。

**特別史跡名古屋城跡における  
遺構のき損等事故再発防止対策  
(中間案)**

**令和2年3月31日**

**名古屋市観光文化交流局 名古屋城総合事務所  
名古屋市教育委員会事務局 文化財保護室**

# — 目 次 —

<b>1. はじめに</b> .....	<b>P 1</b>
<b>2. き損の状況及び経緯</b> .....	<b>P 2</b>
○発生日時	
○発生場所	
○状況	
○外構工事に関する計画段階からの経緯	
○事故発生後の経緯	
○状況写真	
○滅失・き損の事実の生じた当時における監理の状況	
<b>3. き損事故につながった問題点とその原因の分析</b> .....	<b>P 9</b>
<b>4. 再発防止対策</b> .....	<b>P 19</b>
○職員の特別史跡に対する意識の改革と能力の向上	
○学芸員の能力・経験の向上	
○特別史跡の整備事業の進め方の明文化	
○現状変更許可申請の提出時のチェック体制の強化	
○工事等実施の統一の方針の確立	
>現状変更の考え方	
>設計段階	
>現状変更許可申請段階	
>工事等実施にあたって	
>工事発注段階	
>工事施工段階	
>日常の点検と関係者の情報共有	
○その他の現状変更における学芸員の立会い	
○有識者会議の検討体制の強化	
○有識者会議による指導・助言	
>設計段階	
>工事施工段階	
○記録の保存と情報公開	
○施行業者の教育及び新規入城者への教育	
○外部監査制度の導入	
○事業執行体制の強化	
>令和 2 年度	
>今後の組織的課題	
○職員の派遣による高度な文化財保護行政の習得	
<b>5. まとめ</b> .....	<b>P 31</b>

## 1. はじめに

令和2年3月2日、名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事を実施していた際に、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列をき損するという重大な事態を引き起こしました。

もとより特別史跡は国民の貴重な財産であり、その一部をき損したことは、国民の皆様の信頼を裏切る行為であり、決して許されるものではありません。国民の皆様に深くお詫び申し上げます。

これまで名古屋城総合事務所では、昨年4月に名古屋城調査研究センターを設置し、特別史跡名古屋城跡の学術的かつ組織的な調査研究体制を構築したほか、令和2年度からはさらなる学芸員の増員を含む総合事務所の体制強化を図ることとしておりました。また、搦手馬出石垣や名勝二之丸庭園などに関連する整備・工事が目白押しなため、適切な整備を実施する観点からの設計、監督を強化していくこととしておりました。

しかし、今般のき損事故は、特別史跡の管理団体として全てが甘いと批判されても致し方ない、全国でも例を見ない失態だと考えております。

二度とこのようなことが起きないように、組織を挙げて文化財保護法の趣旨の徹底を図り、文化財が国民の財産であることを深く自覚するとともに、文化庁からの指摘を真摯に受け止め、き損が生じた経緯及び原因の究明を行い、これに基づく徹底した再発防止策の構築と確実な実行をしていく以外、信頼回復の道はないと認識しております。

以下は、そうした基本認識に基づき、「名古屋市職員の倫理の保持に関する条例」に則り、観光文化交流局に設置されている行政監理委員会（倫理監：局長）の下に「名古屋城展示収蔵施設（仮称）外構工事地下遺構き損事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）」を設置し、教育委員会事務局文化財保護室と共同して、様々な角度から検討した内容を「中間案」としてまとめたものです。今後、文化庁や有識者、法律の専門家などの意見を踏まえ修正加筆し、最終の「遺構のき損等事故再発防止対策」としてまとめる所存です。そして、一から出直す覚悟で全力で取り組んでまいります。

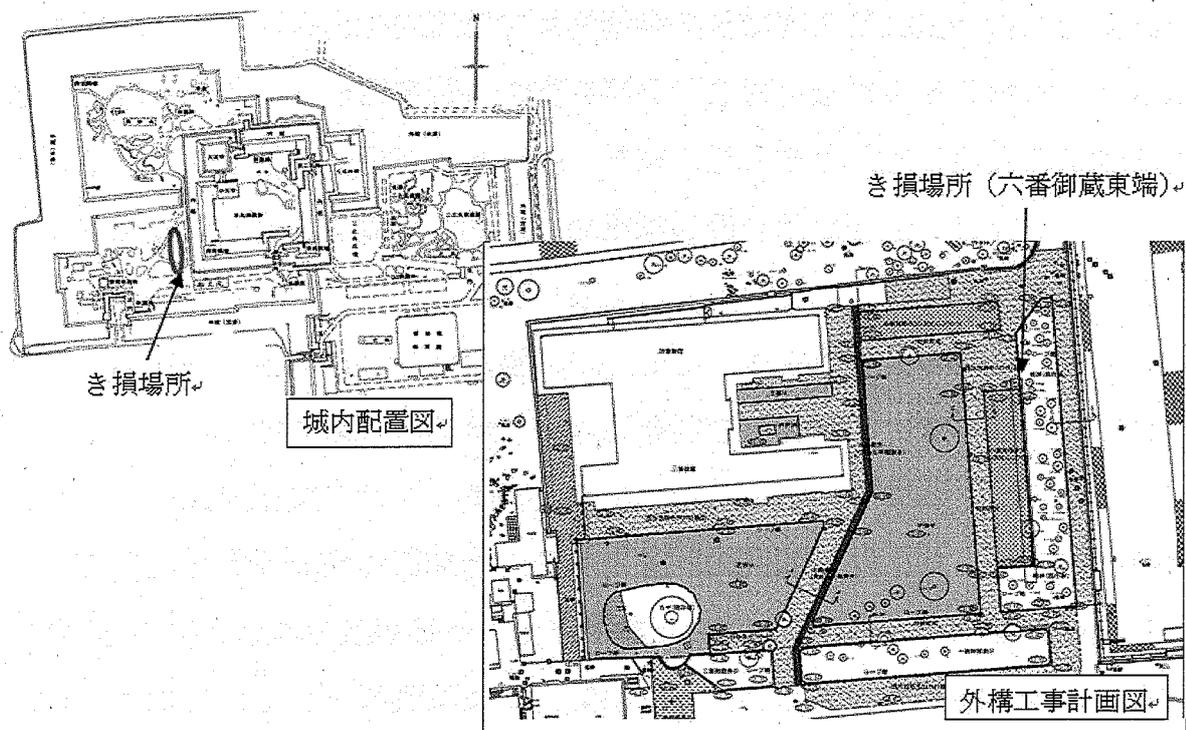
## 2. き損の状況及び経緯

### ○発生日時

令和2年3月2日 午後1時30分から午後2時30分頃

### ○発生場所

名古屋城西之丸（中区本丸1番1号）



### ○状況

- ・名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事として、六番御蔵（ろくばんおくら）の地表面表示のための基礎工事を行っていたが、掘削の深さが遺構面に達しないと判断したため、学芸員の立会いを要さないものとして重機による掘削を行っていた。その際、六番御蔵の東側の縁にあたる位置にあった石列（せきれつ）をき損した。
- ・石列の中には、柱を立てる束石（つかいし）と思われる石が一定間隔で並んでいることから、六番御蔵の基礎等に関連した石列である可能性が高い。

### ○外構工事に関する計画段階からの経緯

時 期	内 容
平成 23 年 12 月	全体整備計画の中で、西之丸に展示収蔵施設を配置する案を、全体整備検討会議に諮る
平成 24 年 12 月	展示収蔵施設計画全体の試掘調査 全体整備検討会議構成員の試掘現場視察、会議への結果報告
平成 29 年 3 月	外構工事設計 全体整備検討会議へ、外構整備計画報告
平成 29 年 11 月	(展示収蔵施設建築工事着工)
平成 30 年 12 月	全体整備検討会議へ、外構工事の概要、スケジュール報告
平成 31 年 3 月	蔵跡位置確認のための試掘調査
令和元年 8 月	外構工事修正設計 (試掘調査の結果から、蔵跡表示位置を設定)
令和元年 10 月	外構工事入札公告 現状変更許可申請提出
令和元年 11 月	現状変更許可 施工業者決定、工事着手打ち合わせ (特別史跡内の工事であることは伝えるものの、具体的な資料提供等は行わず)
令和 2 年 3 月 2 日	き損事故発生

### ○事故発生後の経緯

日 時		内 容
3月2日	午後 1 時 3 0 分	六番御蔵地表面表示基礎工事 (東側) のため、施工業者がバックホウによる掘削開始
	午後 2 時 3 0 分	近くにいた名古屋城調査研究センター学芸員が工事により石が掘り上げられている状況を発見し、作業中止を指示
	午後 2 時 4 0 分	名古屋城総合事務所保存整備室主査が施工業者の現場代理人とともに現地を確認した後、掘削を伴う工事中止を指示

	午後6時15分	教育委員会事務局文化財保護室主査へ報告し、3日朝に現地を確認する旨を打ち合わせ
3月3日	午前9時30分	教育委員会事務局文化財保護室主査が現地を確認
	午前10時	現地の状況を確認するため、掘削範囲の精査開始 ・石列の周囲を清掃し、取り外された石の抜き取り痕跡など現地の状況を把握 ・掘り出された石材について数量を把握 ・掘削範囲等、簡易な記録を作成
	午前10時30分	教育委員会事務局文化財保護室長が現地を確認し、状況を可能な限り取りまとめ、文化庁へ報告できるように整理する旨を打ち合わせ
	午後1時	施工業者より3月4日以降の工事休工の申入れ
	午後5時	教育委員会事務局文化財保護室長がき損発生的事实を文化庁へ電話で報告
	午後9時15分	観光文化交流局長へ報告
3月4日	午前10時40分	教育委員会事務局文化財保護室から文化庁へ資料をメール送信後、電話で状況説明
	午前11時	文化庁より詳しい状況説明の要請
	午前11時45分	市長へ報告
	午後2時30分	教育長へ報告
3月5日	午前10時	名古屋城総合事務所長及び教育委員会事務局文化財保護室長等が文化庁を訪問の上、状況説明
	午後5時30分	記者会見を開き、報道機関へ発表
3月6日	午前9時	行政監理委員会を開催し、「事故調査委員会」を設置
3月8日	午後1時	有識者による現地視察
3月9日	午後5時30分	名古屋城総合事務所長及び教育委員会事務局文化財保護室長等が文化庁を訪問の上、追加説明
3月10日	午前10時～	経済水道委員会における説明・質疑
3月11日	午前10時～	教育子ども委員会における説明・質疑

	午後1時30分	有識者による現地視察
3月12日	午前10時～	経済水道委員会における説明・質疑
	午後6時30分	教育委員会事務局文化財保護室を通じて文化庁へ「き損届」を郵送
3月13日	午前10時～	教育子ども委員会における説明・質疑
	午前10時30分	有識者による現地視察
	午後2時15分～	き損事故調査委員会 名古屋城総合事務所に特別史跡名古屋城跡き損防止対策検討委員会（以下、「き損防止対策検討委員会」という。）を設置
3月16日	午後3時～	き損防止対策検討委員会
3月18日	午前10時～	き損防止対策検討委員会
3月19日	午前9時～	き損事故調査委員会
	午後5時30分～	
3月20日	午後2時～	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会へ報告
3月23日	午後1時～	き損防止対策検討委員会
	午後4時30分～	き損事故調査委員会
3月26日	午前10時～	名古屋城総合事務所長及び教育委員会事務局文化財保護室長等が文化庁を訪問の上、文化庁へ再発防止対策について中間報告
3月31日	午後2時～	特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議へ報告

○状況写真

写真1 残った石列の状況



写真2 現場状況／北から

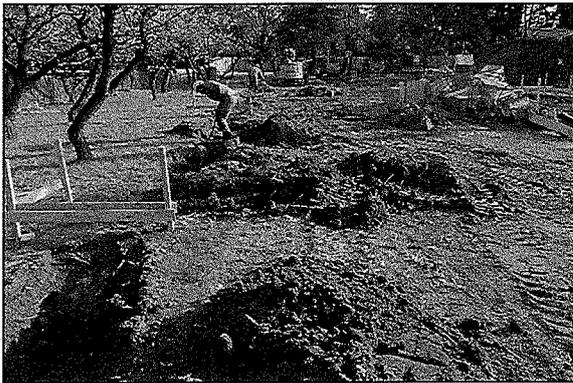


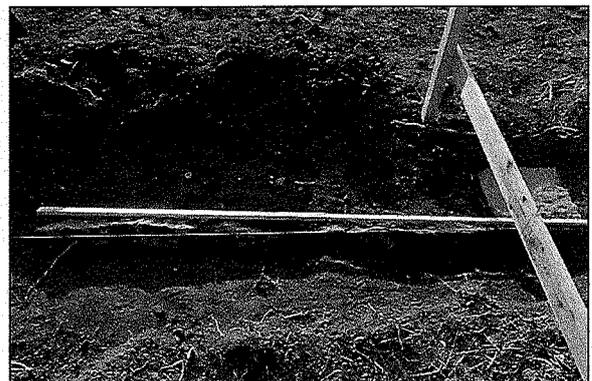
写真3 き損した石材状況／北から



写真4 石列残存状況／北東から



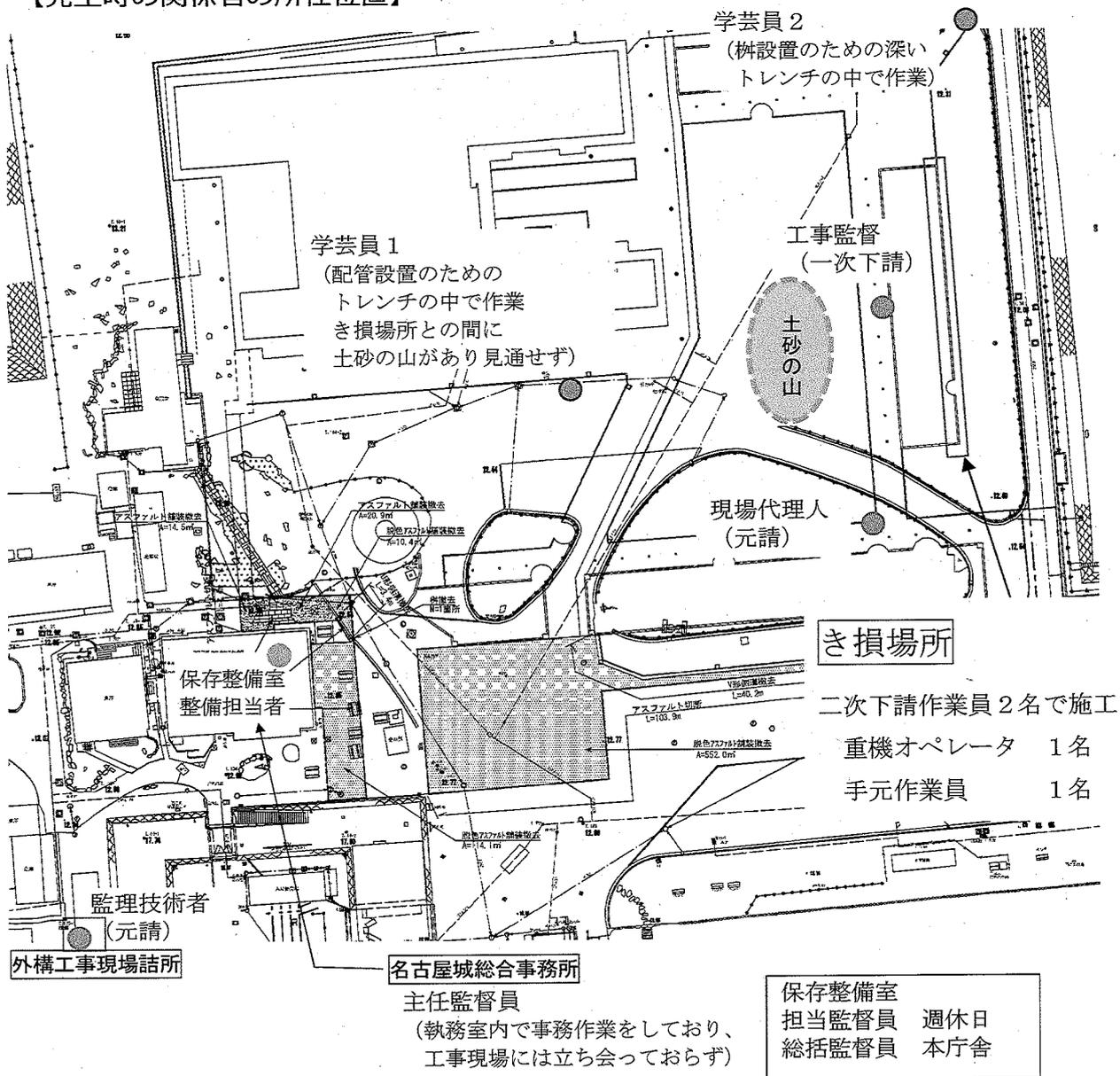
写真5 石列残存状況／東から



○滅失・き損の事実の生じた当時における監理の状況

- ・西之丸における展示収蔵施設外構工事について、令和元年11月15日付け元受文庁第4号の1181で現状変更の許可を受け、施工を進めていた。
- ・工事エリアは、一般見学者が立ち入れないよう、工事中フェンスで囲い、請負業者が工事を実施していた。
- ・き損が生じた当時、き損が生じた箇所においては、請負業者が重機により掘削を進めていた。監督員は作業現場での立会いを行っておらず、名古屋城調査研究センターの学芸員は、工事エリア内の、き損が生じた箇所とは別の場所において立会いを行っていた。

【発生時の関係者の所在位置】



## 【現状変更許可通知書】



元受文庁第4号の1181

名古屋市長

令和元年10月16日付け31観名保第137号で申請のあった特別史跡名古屋城跡の現状変更（展示収蔵施設外構工事）を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定により下記の条件を付して許可します。

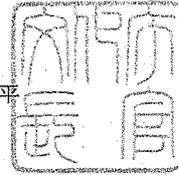
ただし、実施に当たっては、名古屋市文化財担当部局の指導を受けてください。

なお、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出して承認を受けてください。

また、下記の条件に基づき、文化財保存の観点から、やむを得ずに計画内容を変更する場合及び軽微な仕様（材質、色、形状）の変更であって、文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。

令和元年11月15日

文化庁長官 宮田 亮 平



記

施工に際しては、名古屋市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること。

（注）取消訴訟の提起に関する事項の教示

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文化庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

### 3. き損事故につながった問題点とその原因の分析

試掘調査時まで遡り、関係者へのヒアリングや設計図書等書類の確認を行い、今回のき損事故につながった問題点とその問題点が生じた原因について、名古屋城総合事務所と教育委員会事務局文化財保護室がそれぞれの立場から段階に応じて検証・分析を行った。

<表中の記載について>

保存整備室：名古屋城総合事務所保存整備室

調査研究センター：名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター

文化財保護室：教育委員会事務局文化財保護室

#### 【名古屋城総合事務所】

段階	事故につながった問題点	問題点が生じた原因
試掘調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度の展示収蔵施設の全体計画を検討する目的で行った試掘では、六番御蔵の南側の石列遺構を確認しているが、北側の遺構を確認するために行った平成 30 年度の試掘では、近世包含層を確認したが、石列を確認できないまま終了した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試掘の目的が組織内で共有されていなかった。</li> <li>年度末であったことと人事異動があったことの影響により、平成 30 年度の成果が不十分なことが学芸員間でも、工事担当者との間でも共有されていなかったこともあり、組織的に議論することもなく、また再調査することもなく、設計に移行した。</li> </ul>
設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存整備室は、本工事の場合、現況地盤を掘削することなく構造物を設置すべきところ、掘削を行う設計としていた。</li> <li>保存整備室は学芸員から提示された平成 24 年に確認した石列遺構の意味するところを十分理解せず、平成 30</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存整備室は、史跡整備に関する知識を共有できず、設計内容をチェックすることができなかった。</li> <li>保存整備室は、学芸員から調査成果のうち、設計に必要なデータを提示されたが（図面に地表面や遺構面の高さのみが表示されているもの）、その意味</li> </ul>

	<p>年に確認した近世包含層とを結んだラインが保存すべき遺構面と捉え、100 mmの緩衝を設定して南側で標高12.4、北側で標高12.2を掘削限界高さとして設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その上で、外構全体の排水勾配や既存施設との取合せを考慮して六番御蔵の蔵跡表示の高さ設定を行った結果、南側では掘削限界高さより低い標高12.35に、北側では標高12.21に基礎底面が来る設計とした。(実際には、石列は標高12.3~12.35前後の位置にほぼフラットに存在した。)</li> </ul>	<p>やデータをどのように設計に反映させるべきか、相互に正確に確認しなかったため、それを正しく設計に反映することができなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、排水勾配や既存施設との取合せなど、一般の土木工事の考え方に基づいて外構の仕上げ高さ設定を行ったが、設計内容の矛盾についてチェックする体制ができていなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削の詳細な高さ設定について、保存整備室と調査研究センターは、情報共有できていなかった。</li> <li>・また、柵や管きよなどの深く掘削する特定の工種のみ人力施工の指定としており、蔵跡表示については設計上で人力施工の指定をしていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室と調査研究センターで詳細な設計内容についての打合せができておらず、史跡における適切な設計ができなかった。</li> <li>・調査研究センターには、整備工事は、直接担当するわけではないとの意識があり、設計に積極的に関与することが少なく、設計の確認を怠った。</li> </ul>
<p>現 状 変 更 許 可 申 請</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は現状変更許可申請に立会いをすべき工種を明記したことで、許可条件の学芸員の立会いは明記した工種のみで良いという認識であった。</li> <li>・保存整備室が作成した現状変更許可申請の書類を、調査研究センターでは十分にチェックすることができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、史跡整備の経験不足を補うことができず、現状変更許可の条件について工事担当者に甘い認識を持たせてしまった。</li> <li>・調査研究センターと詳細な申請内容についての打合せが不足していたため、具体的な内容についての検討が行われなかった。</li> <li>・保存整備室及び調査研究センターは、</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また決裁に際しても内容の意図を確認しなかった。</li> </ul>	<p>決裁は見ているが、内容の意図まで確認せず、認識の違いに気付かなかった。</p>
有識者の関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有識者に諮り、指導・助言をいただくという手続きを欠いており、設計上の問題点に関するチェック機能が働かなかった。</li> <li>・平成 24 年度の試掘に関しては、12 月 7 日に現場視察していただいたうえで、12 月 21 日の全体整備検討会議に調査結果を報告した。</li> <li>・外構設計については、平成 30 年 12 月 20 日の全体整備検討会議に概要を報告し、細部については個別に相談させていただくこととした。</li> <li>・平成 30 年度の試掘調査結果は全体整備検討会議には報告しなかった。</li> <li>・平成 30 年 12 月の全体整備検討会議の報告に基づき、令和元年の 6 月から 8 月にかけて座長、副座長に蔵跡や水路跡の平面位置の設定や既存樹木の取扱い、使用石材について個別に相談したが、蔵跡表示の高さ設定については具体的に相談しなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財を取り扱う部会が不明確であったため、全体整備検討会議に報告したのみであった。</li> <li>・事業スケジュールがタイトであったことから、全体整備検討会議に諮るという手続きを省略し、個別相談で済ませてしまった。</li> </ul>
工事施工立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、施工業者の日々の作業内容の把握ができていなかった。</li> <li>・学芸員は、立会い依頼を受けた地点以外で施工されている作業内容を把握しておらず、重機が動いていることは知っていたが、掘削が行われているこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、日々の作業内容や工程表の提出について施工業者への指示が不十分だった。</li> <li>・保存整備室は、具体的な作業内容、工程について、把握できていなかったことから、調査研究センターへの説明、</li> </ul>

<p>会 い 実 施</p>	<p>とには気付かなかった。</p>	<p>情報発信が不足していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究センターは、工事に関しては保存整備室が行っていることから、主体的に関わっておらず、工事の全体像、工程、当日の作業予定などを把握していなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当学芸員は、掘削する個所すべてについて立会いが必要だと保存整備室にも施工業者にも伝えていたが、保存整備室の現状変更許可条件についての認識が甘く、施工業者に明確に指示しなかったため、施工業者は、そのような認識を持っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事前の保存整備室と調査研究センターとの打ち合わせにおいて、立会いを行う範囲について齟齬があることを担当者は認識していたが、組織的に解決できず、保存整備室の立会いについての認識を変えることができなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会いについて、文化財保護室との役割分担が不明瞭で、現状変更許可条件と齟齬があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更許可申請の内容をよく確認しないまま、学芸員の立会いについて慣例的な役割分担に従って行った。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者は設計図面に明記された場所について立会いが必要だと認識し、施工上、優先して欲しい個所の立会い依頼をしていたが、それ以外の地点の立会いについては確認しなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、史跡整備の経験不足から現状変更許可の条件について甘い認識を持っており、立会いに関して施工業者に適切な指示ができなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究センター内では立会い調査の成果、進捗状況の確認が不徹底であり、組織内での共通の理解がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学芸員は日報の作成はしていたが、供覧や報告をすることにはなっていなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、遺構に関する情報、遺構検出時の取扱いなどについて、施工業者に具体的に説明していなかった。</li> <li>・施工業者は、石列が遺構であるという認識が無いまま、施工を進めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に「特別史跡であり、地上及び地下に埋もれている遺構を破壊することは許されない」という一般的な記載はしてあるが、保存整備室はそもそも遺構に到達しない設計をしている</li> </ul>

		<p>認識があったので、施工業者に遺構検出時の取扱いなどについて指示していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度、平成 30 年度に行った試掘調査結果について、保存整備室は施工業者に対して説明していなかった。</li> <li>・そのため、施工業者は該当箇所から遺構の石列が出てくることを想定できず、また他の個所で近代の建造物の石材を撤去していたので、石列が遺構だという認識を持っていなかった。</li> <li>・発注に際して、史跡内における施工実績を入札参加資格にしていなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室から施工業者に特に人力での施工指示をしていなかったため、施工業者は、遺構の存在の可能性についての認識も無かったことから、重機による施工を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室は、遺構面に近接した部分の掘削に関する認識が甘く、人力での掘削を指示しなかった。</li> </ul>
<p>事務執行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分に余裕を持ったスケジュールで進めるべき事業が、時間的に余裕のないままに進捗せざるを得ない状況が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業のボリュームに比して人員体制が不足しており、同時に複数の重要案件を抱えている。</li> <li>・特別史跡である名古屋城の特殊性から、アウトソーシングできる事業に限界がある。</li> </ul>
<p>組織体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度から平成 31 年度(令和元年度)にかけて調査研究センターの設置という大きな組織改編があり、従来は各課内で完結していた学芸員と事業担当職員との連携体制が確立でき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究センター設置の検討の過程で、学芸員の調査体制の強化を重視するあまり、各課の組織内で日常的に行われていた学芸員の関与する諸業務についてどう担保していくかの検討</li> </ul>

<p>ないままに新体制に移行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に併せて本件工事の担当者が異動した。</li> </ul>	<p>が総合事務所全体としてなされなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員要求の過程で保存整備室建築技師を減員せざるを得ず、代替として調査研究センター係長を建築職として保存整備室の主査を兼務させるという歪な組織としてしまった。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室建築技師は減員となり、保存整備室の建築技師は調査研究センターの係長が兼務する主査のみとなった。</li> <li>・当該職員は本務と兼務で業務量が膨大な上、特別史跡内での業務に経験が浅かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該職員は明らかに業務過多の状況に年度当初からおかれていたが、組織的にもそれをカバーできる人的資源が不足していた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合事務所の技師が不足しており、工事施工時の現場監督員に適切な職員を当てられない状況がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職員の員数はあっても一般会計と天守閣特別会計での業務分担の明確化も課されており、業務応援をしづらい組織になっている。</li> <li>・維持管理、保存整備ともに名古屋城に必要な職種の技師が確保されていない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究センター設置により、学芸員の調査や研究機能は強化された一方で、整備・管理の事業への関与の度合いが薄れている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市内外からの名古屋城学芸員に求められる成果が質量ともに高く、従来からの名古屋城管理、整備に必要な業務を遂行するには、増員を繰り返してもなお人的リソースが十分でない。</li> <li>・執務室が物理的に遠くなっており、日常的な接触の中で生まれる相互の関心や理解が得られにくい環境となっている。</li> </ul>

【教育委員会事務局文化財保護室】

段階	事故につながった問題点	問題点が生じた原因
設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更の内容、現状変更許可申請書の記載方法、工事施工にともなう地下遺構・遺物包含層への影響等について、保存整備室から個別に相談を受け、複数回打合せを行った。その際、地下の遺構等の状況については、調査研究センターの学芸員に確認をするように伝えた。</li> <li>・西の丸地区の遺構や、遺物包含層の状況について、文化財保護室では詳細を把握していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階での打合せは、保存整備室と文化財保護室それぞれの担当間での個別の打合せしか行っておらず、関係職員が集まった形での打合せは行っていなかった。そのため、複数人の視点からの検討が行われなかった。</li> <li>・遺構への影響の判断について、保存整備室から調査研究センターの学芸員に確認してもらうよう依頼したのみで、文化財保護室自身で詳細を把握する作業を行っていなかった。</li> </ul>
現状変更許可申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存整備室からの資料等による事前説明を受け、その内容から「史跡に与える影響をできる限り軽減し、史跡に対して十分に配慮した計画になっていると考えられる」と判断した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構への影響の判断について、保存整備室からの説明のみで判断し、文化財保護室自身で詳細を把握する作業を行っていなかった。</li> </ul>
工事施工・立会い実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護室の学芸員は現場における日々の立会いを行っておらず、立会いにより施工状況を直接確認したのは数回にとどまっていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁からの許可条件である「施工に際して、名古屋市文化財担当部局職員（埋蔵文化財担当）の立会いを求めること」に対して、日々の立会いは調査研究センターの学芸員が行い、節目節目に文化財保護室学芸員が立会いを行っていた。</li> <li>・文化財保護室では、施工の具体的なスケジュールを把握していなかった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の立会いについては、名古屋城総合事務所において必要な調整が図られているものと思ひ、文化財保護室から学芸員が常駐して立ち会うようにとの指示はしていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時の立会いの頻度や方法、工事発注の留意点（資格要件や特記事項）などについて、名古屋城ではこれまでも史跡整備が行われてきていることから、文化財保護室から意見を述べたり、情報提供をしたりすることがなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工段階において、掘削工事の進め方等について、文化財保護室から具体的な指導や助言は行っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時の立会いの頻度や方法、工事発注の留意点（資格要件や特記事項）などについて、名古屋城ではこれまでも史跡整備が行われてきていることから、文化財保護室から意見を述べたり、情報提供をしたりすることがなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の工事については、事前に施工日を聞いていたが、その他の部分については事前の情報提供や、工事工程表の提供などは受けていなかった。また、文化財保護室から工事工程表の提供を求めることもなかった。</li> <li>・き損が生じた箇所の施工について、重機を主とした掘削であることは事前には知らなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者が集まった形での打合せに文化財保護室は参加しておらず、文化財保護室として施工のスケジュールや施工方法の具体的な選択について把握していなかった。</li> </ul>
事務執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡における現状変更許可の手続きについて、名古屋城総合事務所の職員のすべてには理解と意識が徹底されていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護室として、名古屋城総合事務所の状況に対して、注意喚起を促すことがなかった。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋城の案件はタイトなスケジュールで動いており、短い時間の中で事前の打合せや内容確認を行うことが多かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護室として、名古屋城総合事務所の状況に対して、強い指導をしてこなかった。</li> </ul>

以上のように今回のき損事故が発生するに至った原因を段階ごとに詳細に分析した結果、今回の事故の経緯は、次のように整理できる。

- ・整備に先立ち試掘調査を行ったが、遺構の状態を確認するには不十分な調査であった。
- ・その試掘調査に基づき、外構工事の設計を行った際、保存整備室と調査研究センターの間で、十分な情報共有ができず、また確認を怠ったため、本来、掘削を行わないように設計するべきところ、掘削を伴う設計としたばかりでなく、掘削の深さの設定が適切ではないという事態が生じた。
- ・この設計に基づき、現状変更許可申請を行ったが、保存整備室では、申請書に立会いを行うことを明記した部分についてのみ立会いが必要との認識であった。また、この段階での工事内容についてのチェックが名古屋城総合事務所においても、教育委員会事務局文化財保護室においても適切に行われなかった。
- ・保存整備室では、立会いを明記した部分についてのみ調査研究センターに立会いを依頼した。調査研究センター学芸員は、立会いを行う範囲に齟齬があることを認識していたが、組織的に解決することができず、齟齬を解消することができなかった。
- ・工事の施工段階においては、保存整備室では日々の作業内容を把握しておらず、学芸員も立会い依頼があった地点以外の状況を把握していなかったため、当該地点で掘削が行われることを誰も把握していなかった。
- ・そのような中、当該地点における学芸員の立会いがない状態で施工業者が掘削を行ったが、人力との指示がなく、また遺構についての説明も行われなかったため、石列が遺構であるとの認識がないまま重機により掘削を進め、遺構を大規模にき損した。
- ・また、この間、有識者に諮るという手続きを省略したため、有識者のチェックを受けることがなかった。

こうした経緯により今回のき損事故が発生したが、その原因は、前掲のそれぞれの問題点の生じた原因を整理して、次のように把握した。

- 国民の財産である特別史跡を管理していることへの認識の希薄さ
- 名古屋城総合事務所内の整備部門と調査部門の間の意思疎通の欠如、さらには教育委員会事務局文化財保護室との役割分担の不明確さ
- 事前のチェック機能の不全
- 実際の工事現場での工事監督・立会いの失敗

これらの原因が各段階において積み重なったことで、重大な事態を招くこととなった。特別史跡を管理しているという責任を深く自覚し、あらゆる段階で起こりうるミスすべてを未然に防ぐための仕組みを講じることが、今回の事故の教訓を生かし、こうした事故の再発を防止する策となると考える。

## 4. 再発防止対策

### 〈基本原則〉

特別史跡名古屋城跡は、文化財保護法の規定に基づき、史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを国が指定したものであり、国の宝、国民の貴重な財産を、国の信頼に基づき本市が管理していることを全職員が深く自覚する。

そして、今後の管理運営にあたっては、遺構等特別史跡全体の適切且つ厳格な保存を最優先にし、その大前提の上に立って、決して遺構等の保存に影響を及ぼすことのないよう、慎重に整備・活用を図っていくべきことを再認識する。

### ○職員の特別史跡に対する意識の改革と能力の向上【速やかに実施】

- ・名古屋城総合事務所及び名古屋城調査研究センターに新規採用された職員及び人事異動により配属された職員、嘱託職員及び臨時職員に対して、過去の職務経歴に関係なく、年度当初に名古屋城総合事務所及び名古屋城調査研究センターの職員が名古屋城についての研修を実施する他、教育委員会事務局文化財保護室職員が「史跡整備の手引き」などに基づいて、文化財保護法上の手続き、留意点について研修を実施する。
- ・研修に際しては、他城郭等における様々な史跡整備や文化財保護行政の動きに連動したタイムリーな話題も取り上げる。
- ・特別史跡の保護にあたっては、個人の意識の問題に加え、組織としてどのように取り組むか、あるいは組織間の業務分担をどのように行うか、改めて確認する必要がある。今回の件で問題となった、整備と調査研究の間、活用と調査研究の間等、意識の違いが生じないよう、定期的に意見交換を行う場を設定する。

### ○学芸員の能力・経験の向上【速やかに実施】

- ・今回のき損に際し、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文

化財保護室のチェック機能が働かなかったことが原因の一つに挙げられるが、今後の再発を防ぐためには、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文化財保護室の学芸員が十分な役割を果たせるよう、組織のレベルでも、個々の職員のレベルでも、知識・経験の向上をはかっていく必要がある。

- ・令和2年度に新たに実施する事業「名古屋城石垣の基礎的研究および普及事業の推進」のなかで、調査・研究の実務を通じて知識・経験の向上をはかることに加え、外部有識者を招いた研修会や、他城郭などの先進事例を学ぶ機会を設ける。
- ・名古屋城調査研究センター内部においても、個々の職員の知識・経験を、組織共有の知識・経験とし、組織としての能力の向上を果たせるよう、内部での研修会を行うほか、日々の連絡・報告を習慣化し、情報共有の徹底を図る。

#### ○特別史跡の整備事業の進め方の明文化【速やかに実施】

- ・整備事業については、具体的に事業を進めていくための統一的な方針、とるべき手順などが共有されておらず、個人の知識や経験によるところが多かった。そうした状況を改善していくために、本再発防止策に定めるだけでなく、『史跡整備のてびき』等に準拠し、統一的なガイドライン・マニュアルなどを明文化し、組織として統一的な対応を取る。

#### ○現状変更許可申請の提出時のチェック体制の強化【速やかに実施】

- ・特別史跡名古屋城跡内での工事の内容について、それが適切なものであるか否かをチェックする重要な機会が、現状変更許可申請の提出時である。今回の事故の原因として挙げたチェック機能の不全の一つは、この段階での認識の違いが修正できなかったことに示されている。
- ・こうしたことを防ぐために、現状変更許可申請にあたっては、関係職員が一堂に会し、その内容が適切であるか、具体的に検討する場を設ける。

- ・名古屋城総合事務所が行う現状変更許可申請は、国が許可するもの、市教育委員会が許可するものを問わず、名古屋城調査研究センターが一元的に集約したうえ、名古屋城管理事務所内での確認の場においてその妥当性について検討を行った後、申請の手続きをするものとする。

## ○工事等実施の統一の方針の確立【速やかに実施】

### ＜現状変更の考え方＞

- ・名古屋城内において、現状変更許可が必要な工事等を実施する際には、以下のような考え方に立って計画を立てることとし、遺構に影響を与える現状変更自体を極力行わないこととする。
- ・『特別史跡名古屋城跡 保存活用計画』に定める取扱基準に従い、現状変更を計画し、申請する。その際、掘削を伴う工事については、掘削が不可避であるか否かを十分に検討し、可能な限り掘削を伴わない計画とする。
- ・やむを得ず掘削を伴う計画を立てる場合は、工事計画地点及び周辺について、過去の掘削履歴を調べ、新規の掘削を行わない、あるいは保護の盛土を施し、盛土内の掘削となる計画とする。
- ・新規の掘削を行う場合については、新規の掘削の範囲を最小限とする計画とする。また、過去の発掘調査成果や文献資料の調査を行い、当該地点に想定される遺構などの情報を精査し、掘削地点を変更する等、遺構への影響が最小限となるような計画とする。
- ・新規の掘削を行う地点については、教育委員会事務局文化財保護室、文化庁との協議を行い、その取扱いを決定する。
- ・なお、整備事業など大規模な工事の場合、掘削を行わない場合でも遺構に影響を与える可能性が想定されるため、過去の掘削履歴や文献資料の調査に加え、必要に応じて試掘調査を計画し、遺構への影響を最小限にとどめるよう配慮する。

### <設計段階>

- ・現状変更の考え方に基づいて計画した工事等の内容を、設計に適切に反映する。
- ・設計を検討する段階において、現状変更許可を得るまでに必要な期間を十分に見込むとともに、名古屋城総合事務所の担当職員から教育委員会事務局文化財保護室学芸員に対し、面談の上で、資料及び口頭により計画内容の事前説明をする。
- ・設計がまとまった段階で、名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文化財保護室の学芸員、設計受託業者のすべてが参加する打ち合わせの場を必ず設け、複数の目による多角的な視点で設計内容の相互チェックを行い、設計内容を精査し精度を高めるとともに、設計内容に関する関係者の認識共有を確実に図る。

### <現状変更許可申請段階>

- ・現状変更許可が必要な整備等については、その重要度について客観的に判断するための基準を設け、重要度に応じた標準処理期間を設定して、必要な検討や関係者間の協議が確実に行われるようにする。
- ・現状変更許可申請書の提出にあたっては、名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文化財保護室の学芸員による検討会議を開催し、内容が適切であるか、チェックを行う。
- ・文化庁からの許可通知が下りたら、教育委員会事務局文化財保護室は名古屋城総合事務所の担当職員と面談の上で、書面及び口頭で許可条件をはじめとする注意事項を説明する。

### <工事等実施にあたって>

- ・現状変更許可が取得できたのちの対応は、その許可条件、工事の内容・規模によって異なるため、前掲現状変更の考え方での整理に従って対応する。

●掘削を伴わない工事等の場合

新規の掘削を伴わない工事等の場合

- ・許可条件に従い、必要な対応を行う。
- ・工事施工段階において、掘削を行わないことが順守されるよう、名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センターの学芸員は工事の工程ごとに確認を行い、施工に際しては必要に応じて名古屋城調査研究センターの学芸員が立会いを実施する。

●新規の掘削を伴う場合

- ・新規掘削を行う地点の取扱については、許可条件に従い、発掘調査、立会いなど必要な対応を行う。
- ・掘削を伴う工事は、1日で終了する程度の小規模なものから大規模な整備事業までさまざまであり、工事内容、工事期間なども多岐にわたる。以下の〈工事等発注段階〉〈工事等施工段階〉〈日常の点検と関係者の情報共有〉で示すうち、当該工事において行うべきものを名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センター学芸員、教育委員会文化財事務局保護室学芸員が協議した上で決定する。

〈工事発注段階〉

- ・特記仕様書に史跡内での詳細な施工条件を明記する。
- ・入札参加資格に、史跡及び特別史跡内で同様の工事を施工した実績を可能な限り求める。
- ・詳細な施工条件を設定した場合には、それに見合った工期と適切な予定価格を設定する。
- ・入札は予定価格を考慮のうえ、入札後資格確認型一般競争入札ではなく、総合評価型落札方式を極力採用する。

〈工事施工段階〉

- ・施工業者に特別史跡内における遺構への配慮等の内容を含む施工計画書

の作成を指示する。

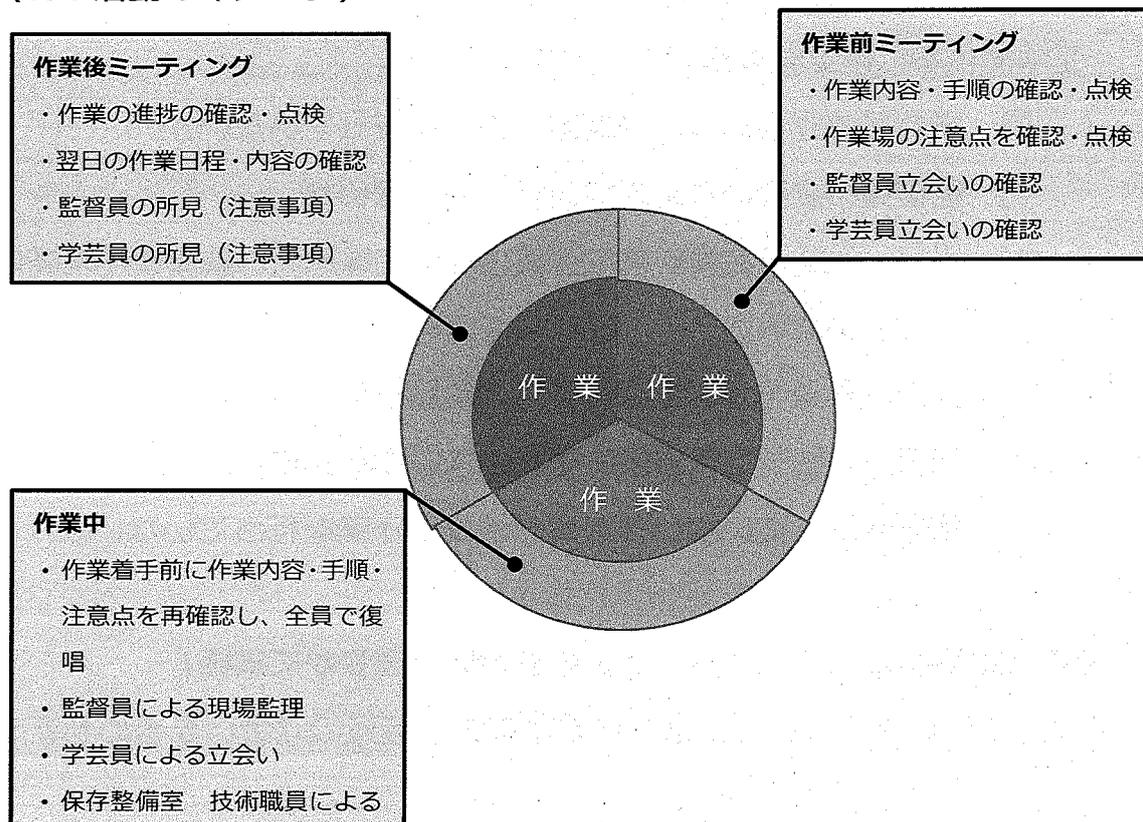
- ・立案した施工計画は、工事着手までに、名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文化財保護室の学芸員、工事請負業者のすべてが参加する打ち合わせの場を必ず設け、複数の目による多角的な視点で作業内容の相互チェックを行い、施工計画を精査し精度を高めるとともに、施工に関する関係者の認識共有を確実に図る。この時、施工を予定する現場での確認も行う。
- ・打ち合わせの場では施工業者から施工計画について説明を受け、現場の状況及び作業手順に関して、関係者間における認識の違いを生じさせないよう共通の認識を持つ。
- ・作業中は、必ず名古屋城調査研究センターの学芸員が立会うものとする。また、作業工程上の節目では教育委員会事務局文化財保護室学芸員が立会いを行う。教育委員会事務局文化財保護室学芸員が立会いを行う時期や箇所については、あらかじめ施工に関する関係者すべてが参加する打ち合わせにおいて決定しておく。
- ・作業中に、何らかの構造物、顕著な土の違いなどが発見された場合には、名古屋城調査研究センターの学芸員が現地確認・調査を行った上で、遺構の保護を最優先に、施工計画を変更する。この施工計画の変更が確定するまでは、一切の作業を停止する。この際、判断に迷う場合には、教育委員会事務局文化財保護室学芸員にも連絡の上、対応を協議する。
- ・実際の立会いにあたっては、ミスを防ぐため、行うべき内容を整理したマニュアルを作成し、それに準拠して行う。

#### <日常の点検と関係者の情報共有>

- ・毎日の始業前に名古屋城総合事務所の担当職員を中心に、名古屋城調査研究センター学芸員、施工業者（元請、下請けに関わらず、当日城内で作業を行う、全ての関係者）によるKY活動（危険予知訓練）を実施する。

※ 上記のKY活動とは、工事などの作業に従事する作業員が、事故や災害を未然に防ぐことを目的に、その日の作業に潜む危険を、事前の予想し指摘しあう訓練

(KY活動のイメージ)



- ・施工業者は、月間、週間工程及び日々の作業内容を書面により関係者全てに通知する。
  - ア) 月間工程は、前月の月末までに通知
  - イ) 週間工程は、前週の金曜日までに通知
  - ウ) 日々の作業内容は、作業日の前日の作業終了時まで通知
- ・提出する書面には、作業を行う場所、作業内容を時間単位で示し、作業人員、工事車両、使用する重機等を詳細に明記し、名古屋城総合事務所、名古屋城調査研究センター、教育委員会事務局文化財保護室に情報提供を行う。
- ・工事の施工中は、名古屋城総合事務所所属の技術職員による現場内の巡回点検を1日4回程度実施し、作業の状況に疑問を感じた場合には、速やかに学芸員、監督員に連絡し、必要に応じ施工業者に対し作業を中断

させるなどの処置を行う。

- ・現場の作業状況における主なチェックポイントは、以下のようなものが考えられるが、施工状況について違和感を覚えた場合は、必ずその場で工事関係者に確認を求めることとする。

- ア) 学芸員の立会いなく（掘削）作業を行っていないか
- イ) 監督員の立会いなく作業を行っていないか
- ウ) 当日、作業予定報告書に記載のない工事車両、重機等が現場に搬入していないか
- エ) 当日、作業予定報告書に予定のない作業が行われていないか
- オ) 当日、作業予定報告書に記載のない作業員または、新規入城者研修を受講していない作業員が現場で作業を行っていないか

#### ○その他の現状変更における学芸員の立会い【速やかに実施】

- ・城内で作業を行う場合には、必ず本市の学芸員の立会いを求め判断を仰ぐ。
- ・対象となる作業は、その如何を問わず、すべての作業を対象とし、学芸員の立会いができない場合は、原則、作業を行わない。
- ・学芸員の立会いについては、日々の作業に伴う立会いは名古屋城調査研究センター学芸員が行い、作業工程上の節目における立会いは教育委員会事務局文化財保護室学芸員が行う。教育委員会事務局文化財保護室学芸員が立会いを行う時期や箇所については、あらかじめ施工に関する関係者すべてが参加する打ち合わせにおいて決定しておく。
- ・立会いの体制については、現状変更許可申請書に正確に記載した上で、文化庁の許可を得る。
- ・不測の事態が生じたときには、名古屋城調査研究センター学芸員と教育委員会事務局文化財保護室学芸員が協議し、必要に応じて文化庁の判断を仰いだ上で、対応方針を決める。

### ○有識者会議の検討体制の強化【有識者と速やかに協議】

- ・有識者会議の運営を見直し、全体整備検討会議と各部会の役割を明確化し、それぞれの機能を強化する。
- ・今回、外構工事の設計段階において、有識者会議から議題として意見聴取せず、報告のみとした原因として、埋蔵文化財について意見聴取する部会が無かったことが挙げられるため、特別史跡名古屋城跡における埋蔵文化財については、基本的に石垣部会から意見聴取することとし、部会の名称を「石垣・埋蔵文化財部会」に改称する。
- ・複数の部会に関連する検討事項について、それぞれの部会の意見を調整し、総合的な意見を機動的に聴取するために全体整備検討会議のもとに調整会議を新たに設ける。

### ○有識者会議による指導・助言【速やかに実施】

- ・今回の事故の原因の一つとして挙げられるチェック機能の不全を解消する方策として、有識者会議によるチェックを受けるという手続きを厳格化する。

#### <設計段階>

- ・設計段階において、現状変更許可申請を文化庁に提出する前に、全体整備検討会議に議題として諮り、必要に応じて建造物部会、石垣部会、庭園部会、天守閣部会の各部会に下し現状変更許可申請の内容について指導・助言を仰ぐ。
- ・各部会の指導・助言に基づき、申請内容を適宜修正し各部会からの意見を添えて、全体整備検討会議に諮り承認を受けてから文化庁に現状変更許可申請書を提出する。
- ・教育委員会事務局文化財保護室において、現状変更許可申請書の内容をチェックし、副申を添えて文化庁に進達する段階に際しても、有識者の助言を受けられる体制を整備する。

### <工事施工段階>

- ・ 施工業者が決定し施工計画が提出された段階で、全体整備検討会議の各部会の内、当該行為について適切と思われる部会の構成員に情報提供する他、必要に応じて部会に諮り、施工計画について指導・助言を仰ぐ。
- ・ また、工事施工中の節目における有識者による確認・立会い及び現地指導の必要性について、部会に諮り確認し施工計画に盛り込む。
- ・ 確認・立会い等については、部会構成員のうち1名から2名程度で足りるものとするが、確認・立会いの結果については、すべての部会構成員に情報提供した上、必要に応じ部会に諮り意見を伺うものとする。

### ○記録の保存と情報公開【速やかに実施】

- ・ 現状を変更する行為を行う場合には、その作業状況を写真撮影による記録の他、動画も撮影し記録・保存する。
- ・ これらの記録については、工事期間中、工事終了後において、適切に作業が行われているかどうかを検証するために使用するだけでなく、名古屋城総合事務所の担当職員、名古屋城調査研究センター及び教育委員会事務局文化財保護室の学芸員、施工業者のそれぞれにおいて作業状況を確認するためにも使用する。
- ・ また、今後、名古屋城内で行われる同様の工事等を請け負った施工業者の新規入城者教育や、新規採用及び人事異動で新たに名古屋城総合事務所に配属された職員、嘱託職員及び臨時職員、名古屋城調査研究センターに配属された学芸員の研修等にも使用する。
- ・ 更には、工事内容を勘案のうえ、簡単な説明と記録画像を名古屋城の公式ホームページで公表するなど、可能な限り情報公開を行う。

### ○施工業者の教育及び新規入城者への教育【速やかに実施】

- ・ 施工業者の決定から工事着手までの間に、現場作業員全員に対して特別史跡内の工事に関する理解を深めるため、名古屋城調査研究センターを

中心に名古屋城総合事務所の事業所管課と合同で、施工業者に対して研修を行う。

- ・作業の進捗に伴い、新規入城者がある場合には、作業に従事する前に新規入城者研修を実施し、特別史跡に関する工事について理解した上で、作業に従事させることとする。

#### ○外部監査制度の導入【文化庁等と速やかに協議】

- ・この度のような特別史跡をき損する事故が二度と起こらないよう、再発防止対策が名古屋城総合事務所において適切に実施・運用されているか、さらなる対策の必要性があるか否かについてチェックするため、年に1回、文化庁、愛知県、有識者等で構成する外部監査委員会を設置し、外部の目でチェックをする体制の構築を検討する。

#### ○事業執行体制の強化【関係局と協議し、順次体制を強化】

〈令和2年度〉

- ・名古屋城総合事務所の事務執行体制を強化し、特別史跡を適切に保存・整備し活用を図っていくため、令和2年度の組織改正等として以下を予定している。
- ・これまで、特別史跡内の整備を担当する保存整備室主査（建造物）と学芸員が所属し特別史跡内の学術的研究を所管する名古屋城調査研究センターの調査研究係長が一人で兼務していたが、それを解消してそれぞれ専任化するとともに、名古屋城調査研究センター調査研究係長をこれまでの技術職から事務職に変更する。
- ・近世尾張藩の歴史に精通し、名古屋城を中心とした近世武家文化の調査研究を取りまとめていく学芸的な能力と、本物の歴史に触れることのできる展示施設の調査・検討を行うための実務的な経験・人的ネットワークを有する学芸員を外部登用する。（学芸員係長級ポストの新設）
- ・名古屋城調査研究センターにおいて、考古を担当する学芸員を3名増員

するとともに、人事異動により、経験豊富で現場での即戦力となる人材を配置する。

- ・名古屋城内で行われる各種史跡工事の適切な品質管理、工程管理、安全管理等を担保するため、市役所内の技術部門である住宅都市局営繕部と定期的に協議の場を設置し、緊密に連携を図ることとしている。

#### 〈今後の組織的課題〉

- ・名古屋城調査研究センターに所属する学芸員の体制強化と、ベテランから新人まで均衡のとれた職員体制の構築の検討
- ・今後名古屋城内で様々な工事が予定されているため、自らが適切に品質管理、工程管理、安全管理等を行うための技術指導部門を設置することの検討
- ・名古屋城総合事務所は、組織的には「公所」扱いであるが、市政の大きなプロジェクトを所管していることから「本庁の部」にすることの検討

#### ○職員の派遣による高度な文化財保護行政の習得【文化庁と速やかに協議・実施】

- ・この度のき損事故の重大性とその再発防止及び、その後の大きなプロジェクトが計画されていることに鑑みると現場の職員に国家レベルの文化財保護行政を経験させ、高いレベルで本市の文化財保護及び整備・活用につなげていくことが必須である。このため、令和2年度早々にも若手職員1名を研修生として文化庁に派遣する方向で文化庁と協議するとともに、令和3年度以降も派遣職員の増員を含めて検討する。

## 5. まとめ

今回、名古屋城内の外構工事において遺構をき損すると言う重大事案が発生した背景には、保存整備室関係者の特別史跡内における遺構保存に対する認識の甘さと、保存整備室、名古屋城調査研究センター学芸員、教育委員会事務局文化財保護室の間での情報共有が十分でなかったことに原因の一端がある。

お互いが、「伝わっているだろう」、「分かっているだろう」、「知っているだろう」と思い込み、しっかりと確認もせず曖昧なままで意思疎通が図られていなかった上、正確な情報伝達もできていなかったことは反省すべき点である。

情報の共有ができておらず、情報の伝達も曖昧なままであったため、結果的に多くの担当者で現場を監理していたにもかかわらず、複数の目による多角的な視点での相互チェックが十分に機能していなかった。

さらに、工期に追われ、本来、全体整備検討会議等に諮った上で現状変更許可申請を文化庁に提出する。と言う手順についても省略されてしまったことで、有識者によるチェック機能も有効に働いていなかった。

この様に、事業を進める一連の流れの中で起こった、様々な要因が複合的に絡み合っ、今回のように重大な事故が発生したものと考えられるため、この再発防止策は、設計から施工までの各段階における対策を構築したものである。

また、今後も名古屋城において、重要文化財の保存・修復、遺構の発掘調査、集客のための各種イベント等が予定されていることから、これらに關与する民間企業なども対象として、再発防止策が厳守されるよう、すべての入城者に対し注意喚起・事前研修を徹底し再発防止に努める。